

吹田市精神障害者通所型障害福祉サービス事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、精神障害者に対し通所型障害福祉サービスを実施する指定障害福祉サービス事業者に対し、予算の範囲内において、精神障害者通所型障害福祉サービス事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

2 この要領において「通所型障害福祉サービス」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護
- (2) 法第5条第12項に規定する自立訓練
- (3) 法第5条第14項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。）

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、通所型障害福祉サービスに係る法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において通所型障害福祉サービスを実施する事業のうち、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 本市が介護給付費等の支給決定をした精神障害者に該当する利用者の数の全利用者の数に占める割合が2分の1を超えていること。
- (2) 市長が定める従業者の配置基準を超える数の従業者を配置していること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、加配従業者の人件費又は月額260,467円に加配従業者の人数を乗じて得た額

(その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)のいずれか少ない額とする。

- 2 前項に規定する加配従業者は、吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(令和元年吹田市条例第35号)の規定により定められた通所型障害福祉サービスの従業者の配置の基準による従業者の数を超えて配置している従業者のうち市長が適当と認める者とする。

(事業実施の届出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、精神障害者通所型障害福祉サービス事業実施届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 通所型障害福祉サービスに係る法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定書の写し
- (2) 通所型障害福祉サービスの実施計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(変更の届出)

第7条 前条の届出書等を提出した者(以下「届出事業者」という。)は、当該届出書の内容を変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(交付の申請)

第8条 届出事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が指定する期日までに、精神障害者通所型障害福祉サービス事業補助金交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 加配従業者の人件費の支払を証する書類
- (2) 従業者の配置の状況が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、精神障害者通所型障害福祉サービス事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした届出事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた届出事業者は、市長が定めた期日までに、精神障害者通所型障害福祉サービス事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付）

第11条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、届出事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- （2） 次条又は第14条後段の規定に違反したとき。
- （3） その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

（帳簿の整備等）

第13条 届出事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

（報告の徴収等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、届出事業者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、届出事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

（委任）

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。